

財務書類作成要領（案）

【目次】

第1章 財務書類作成の基本事項	1
I 本作成要領の趣旨	1
II 共通事項	2
III 財務書類	3
IV 勘定科目	4
V 財務書類の相互関係	5
第2章 一般会計等財務書類の作成手順	7
I 帳簿等	7
1 仕訳帳	8
2 総勘定元帳	9
3 固定資産台帳	9
4 資産負債内訳簿	9
5 合計残高試算表	10
6 精算表	10
II 作成手順の概要	10
III 開始貸借対照表	12
1 一般会計等開始貸借対照表の作成	12
2 全体・連結開始貸借対照表の作成	13
IV 歳入歳出にかかる資金仕訳	13
1 期末一括仕訳について	13
2 資金仕訳変換表	14
3 歳入歳出データによる仕訳帳の作成	15
4 関連作業	16
V 非資金仕訳	17
1 整理仕訳等	17
2 非資金取引等	17
VI 一般会計等財務書類の作成	18
1 一般会計等内部の相殺消去	18
2 附属明細書及び注記	18
第3章 一般会計等財務書類の作成要領	19
I 貸借対照表	19
1 総則	19
2 資産	19
(1) 総則	19
(2) 固定資産	19
(3) 流動資産	21
3 負債	22
(1) 総則	22
(2) 固定負債	22
(3) 流動負債	23
4 純資産	24
(1) 総則	24

(2) 固定資産等形成分	24
(3) 余剰分(不足分)	24
II 行政コスト計算書	25
1 総則	25
2 経常費用	25
(1) 総則	25
(2) 業務費用	25
(3) 移転費用	26
3 経常収益	26
4 臨時損失	26
5 臨時利益	27
III 純資産変動計算書	27
1 総則	27
2 純行政コスト	28
3 財源	28
4 固定資産等の変動(内部変動)	28
5 資産評価差額	28
6 無償所管換等	28
7 その他	29
IV 資金収支計算書	29
1 総則	29
2 業務活動収支	29
3 投資活動収支	30
4 財務活動収支	30
V 注記	31
1 重要な会計方針	31
2 重要な会計方針の変更等	31
3 重要な後発事象	31
4 偶発債務	32
5 追加情報	32
様式	34
別表	53

第1章 財務書類作成の基本事項

I 本作成要領の趣旨

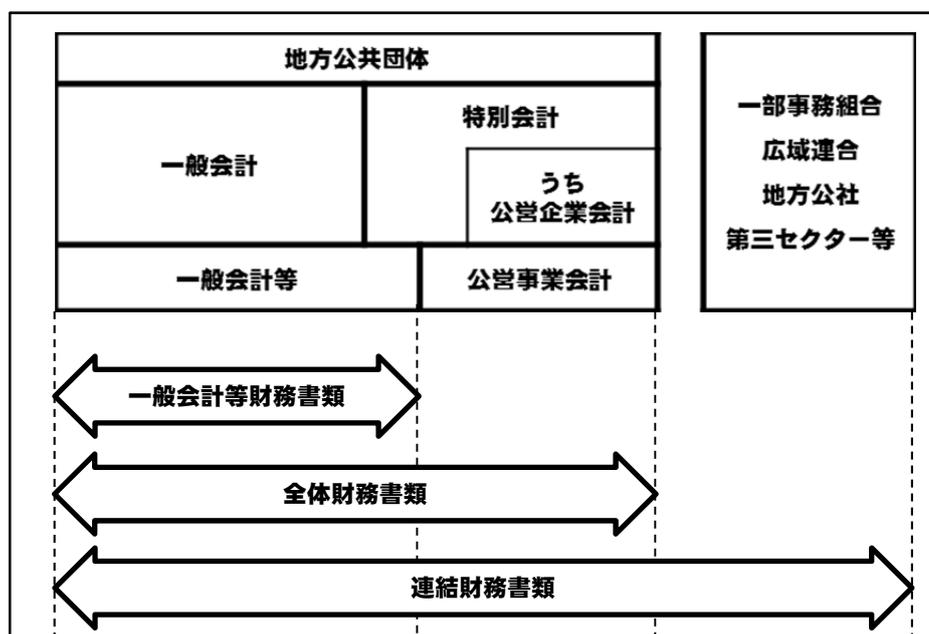
1. 本作成要領は、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日公表。以下「研究会報告書」といいます。）に記載された統一的な基準（以下「統一的な基準」といいます。）に基づく地方公共団体の財務書類を実務的に作成するための作成要領です。地方公共団体の会計では、予算を議会による民主的統制のもとに置き、予算の適正かつ確実な執行に資する単式簿記・現金主義会計を採用していますが、複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類を作成することで、単式簿記・現金主義会計を補完することになります。
2. 本作成要領は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）第62条2項に基づき、「地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行う」ことを目的としています。
3. また、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日総務大臣通知）において、「『今後の新地方公会計の推進に関する研究会』を開催して議論を進めてきましたが、平成26年4月30日に報告書を取りまとめております。この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。今後、平成27年1月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定」とされたところですが、本作成要領は、かかる「具体的なマニュアル」の一部を構成するものです。
4. 統一的な基準に基づく財務書類は、主に以下のような特徴を有しています。
 - ①会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。
 - ②「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（平成26年6月24日閣議決定）において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。

5. 各地方公共団体が、統一的な基準に基づく財務書類を作成・開示することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」につながる事が期待されます。

II 共通事項

6. 本作成要領の全般にわたる共通事項は、以下のとおりです。
- ①統一的な基準が対象とする報告主体は、都道府県、市町村（特別区を含む）並びに地方自治法第284条第1項の一部事務組合及び広域連合とします。（以下「地方公共団体」といいます。）
 - ②地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」といいます。）第2条第1号に規定する「一般会計等」に同じ。）を基礎として財務書類を作成します。なお、普通会計との関係を示す観点から、一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異に関して注記します。また、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる会計は、【図1 財務書類の対象となる会計】のとおりです。

図1 財務書類の対象となる会計



7. 統一的な基準の初回導入時において、各地方公共団体及び連結対象関係団体は、保有する資産・負債に関する資産評価を行い、過去からの含み損、不良資産等を悉皆的に明らかにすることを通じて、将来に向けたフレッシュスタートを切ることを原則とします。ただし、これまで基準モデル等により保有する資産・負債に関する資産評価を行っていた場合の取扱いについては、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において説明します。
8. 統一的な基準及び本作成要領は、地方財政制度の改正や企業会計基準の変更等に応じて随時改善を重ねていくこととします。
9. なお、統一的な基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や行政経営に資する財務書類を作成することを妨げるものではありません。

Ⅲ 財務書類

10. 地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とします（【図2 財務書類の体系（4表）】）。なお、行政コスト計算書及び純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えありません（【図3 財務書類の体系（3表）】）。

図2 財務書類の体系（4表）

	4 表	様式 番号	附属明細 表の数	様式 番号	精算表 の数	様式 番号	注記
一般会計等	貸借対照表	第1号	24表	第5号1	1表	※1	○
	行政コスト計算書	第2号	1表	第5号2	1表	※1	
	純資産変動計算書	第3号	2表	第5号3	1表	※1	
	資金収支計算書	第4号	1表	第5号4	1表	※1	
全体	貸借対照表	※1	24表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
	純資産変動計算書	※1	2表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
連結	貸借対照表	※1	24表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
	純資産変動計算書	※1	2表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	

※1 「連結財務書類作成の手引き」において示す。

図3 財務書類の体系（3表）

	3表	様式 番号	附属明細 表の数	様式 番号	精算表 の数	様式 番号	注記
一般会計等	貸借対照表	第1号	24表	第5号1	1表	※1	○
	行政コスト計算書及び純資産変動計算書	第2号 及び 第3号	3表	※2	1表	※1	
	資金収支計算書	第4号	1表	第5号4	1表	※1	
全体	貸借対照表	※1	24表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書及び純資産変動計算書	※1	3表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
連結	貸借対照表	※1	24表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書及び純資産変動計算書	※1	3表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	

※1 「連結財務書類作成の手引き」において示す。

※2 第5号2及び第5号3の各附属明細書を作成すること。

11. これらの財務書類の注記については、第3章Vにおいて記載しています。
12. 一般会計等については、その対象範囲（対象とする会計名）を注記します。
13. 統一的な基準の初回導入時には、一般会計等、全体及び連結それぞれの開始貸借対照表を原則として作成します。この場合、附属明細書及び精算表も作成します。
14. 財務書類の様式については、様式第1号から第4号までのとおりとします。
15. 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法235条の5等）を注記します。
16. 財務書類の表示金額単位は、百万円を原則とします。ただし、地方公共団体の財政規模に応じて千円単位とすることもできます。また、同単位未満は四捨五入するものとし、かかる四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合、これを注記します。なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。

IV 勘定科目

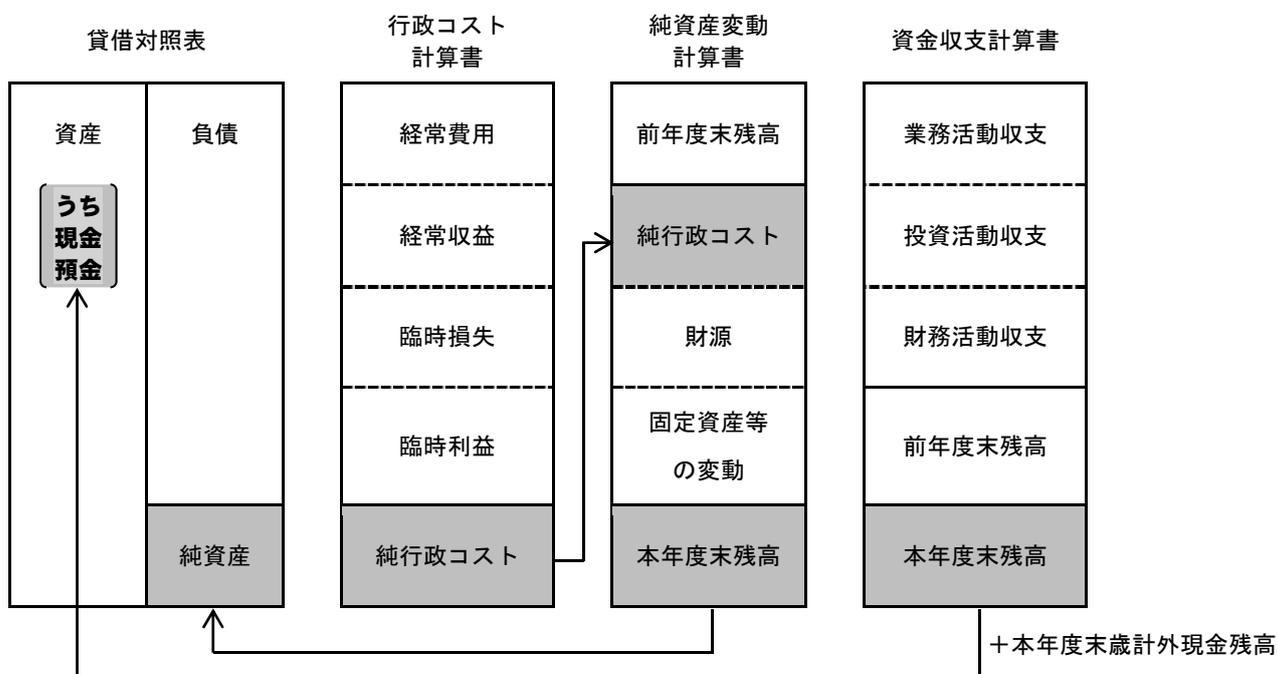
17. 財務書類4表または3表を作成するための勘定科目は、《別表1 勘定科目表》に示します。

18. 各勘定科目の定義や意味内容等については、第3章を参照してください。
19. 勘定科目表で示された勘定科目は、統一的な基準における標準的な表示・勘定科目であり、各地方公共団体は、統一的な基準に基づく財務書類を作成するうえで、原則としてこれらの勘定科目を用いることとします。財務上の管理に必要な勘定科目を追加する場合は、枝番号の付与等により、いずれの勘定科目に対応するかを明確にしなければなりません。

V 財務書類の相互関係

20. 統一的な基準に基づく財務書類4表の相互関係は【図4 財務書類4表構成の相互関係】のとおりです。

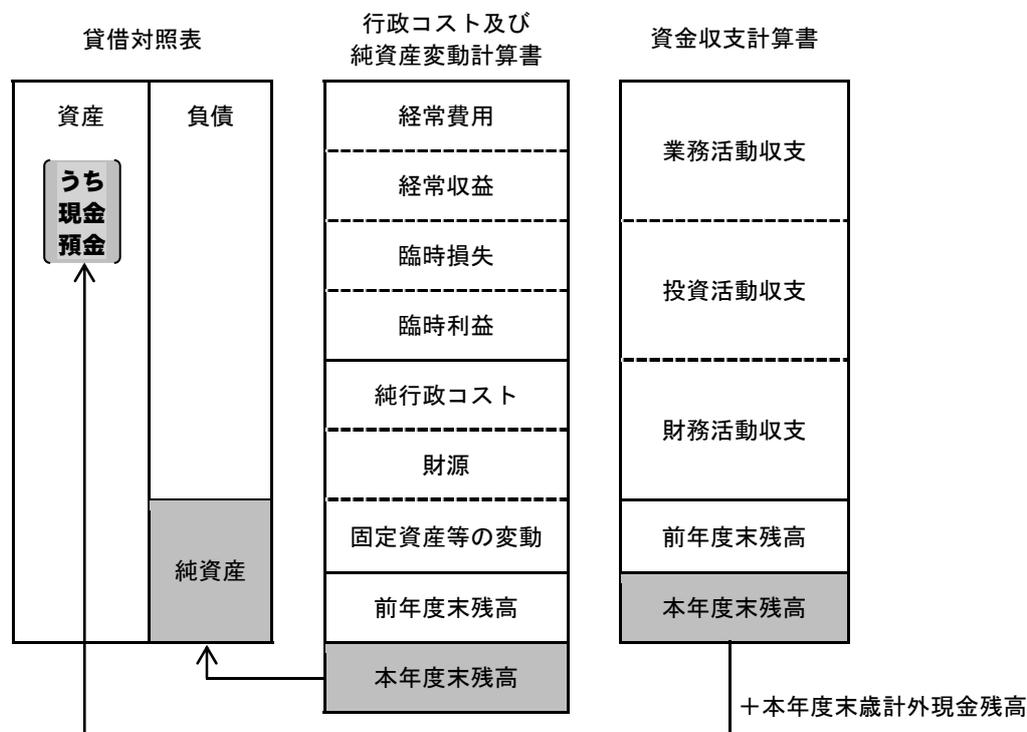
図4 財務書類4表構成の相互関係



- ①貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ③行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

21. 統一的な基準に基づく財務書類3表の相互関係は【図5 財務書類3表構成の相互関係】のとおりです。

図5 財務書類3表構成の相互関係



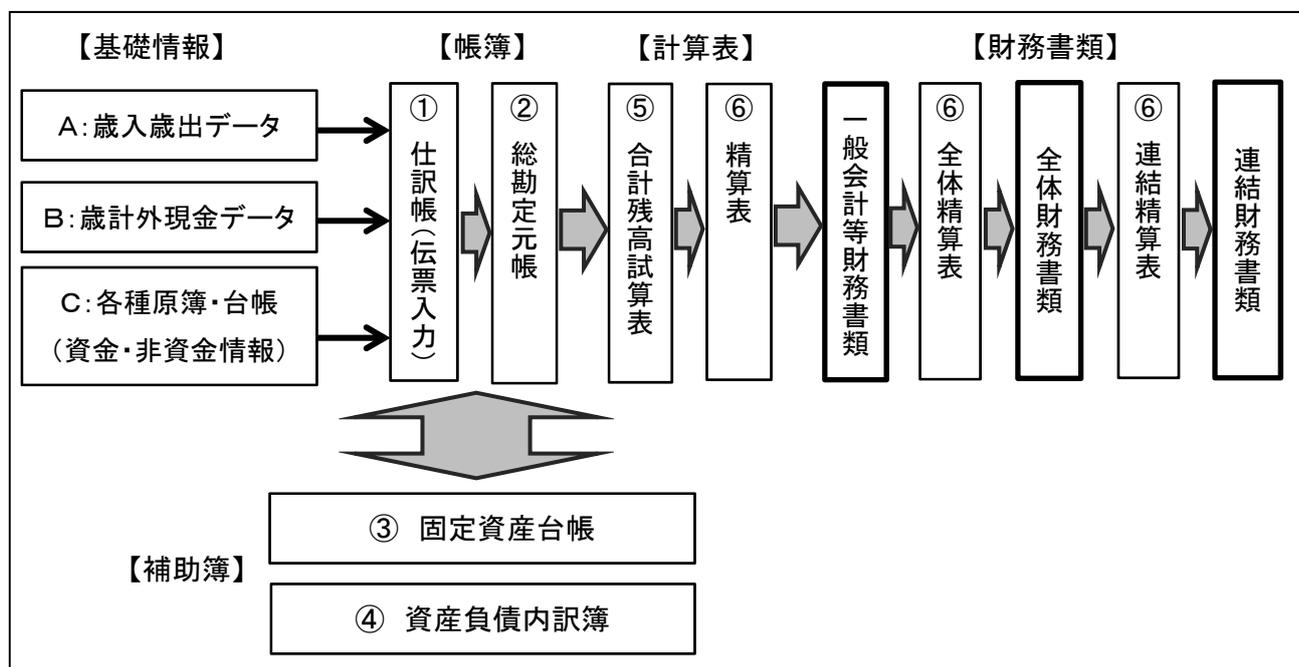
- ①貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは行政コスト及び純資産変動計算書の期末残高と対応します。

第2章 一般会計等財務書類の作成手順

I 帳簿等

22. 統一的な基準では、「財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成」することとしています（研究会報告書第57段落）。本作成要領では、この会計帳簿として、次の帳簿を作成します。
- ①仕訳帳（仕訳伝票） ⇒ 1 仕訳帳
 - ②総勘定元帳 ⇒ 2 総勘定元帳
23. 以上の他、仕訳帳ないし総勘定元帳の内訳等を記録した補助簿として、次の台帳、内訳簿等を整備することを原則とします。
- ③固定資産台帳（建設仮勘定台帳を含む） ⇒ 3 固定資産台帳
 - ④資産負債内訳簿 ⇒ 4 資産負債内訳簿
24. 加えて、各種の計算表・ワークシートを活用して財務書類を作成します。
- ⑤合計残高試算表 ⇒ 5 合計残高試算表
 - ⑥精算表 ⇒ 6 精算表
25. 地方公共団体の財務情報の基礎となる原情報としては、A：歳入歳出データ（一部未収金・徴収不能情報等を含むが、ほとんどは現金取引）、B：歳計外現金データ（預り金等）、及びC：各種原簿・台帳を利用します。これら原情報から、上記帳簿等の作成を経て財務書類作成に至る基本手順を【図6 財務書類の作成手順】に示します。
26. 上記の各帳簿等の書式例（精算表を除く）を別表2から別表5までとして掲載します。これらを電子的に作成する場合、随時、印刷出力及び検証を可能とする他、破損・改変がないよう留意します。

図6 財務書類の作成手順



1 仕訳帳 書式例：《別表2》

27. 仕訳帳は、財務書類を作成する上での最小基本単位です。仕訳帳は、日々の取引を発生順に記録した仕訳伝票の綴りまたはこれを転記した帳簿であり、一件ごとに借方・貸方に仕訳されます。なお、本作成要領においては、期末に一括して仕訳を生成する処理方法を採用することも認めています。
28. 財務書類上の計数は、繰越額や計算項目等を除き、すべて仕訳帳から積み上げて集計します。仕訳帳は、次の三種類の原情報から作成されます。
- A：歳入歳出データ
 - B：歳計外現金データ
 - C：各種原簿・台帳
29. 歳入歳出データを原情報とする仕訳は、《別表6 資金仕訳変換表》に従い、いわば自動仕訳によって作成することができます。ただし、資産取得等に関する歳入歳出データについては、現在の歳入歳出科目（以下「予算科目」といいます。）の体系の下では一部個別に仕訳を付与する必要があります。仕訳帳は、歳入歳出データを単位として作成することを原則としますが、歳入歳出データとの整合性が検証できる場合には、予算科目単位で集計した歳入歳出データに仕訳を付与し、仕訳帳の1単位とすることも妨げません。
30. 歳入歳出外の取引・事象については、その発生の都度または期末に一括して仕訳を行います（以下、かかる仕訳を「非資金仕訳」といいます。）。期末に一括して仕訳を行

う場合には、期中の資産負債の増減を網羅的に整理した《別表4 資産負債内訳簿》を基礎として、《別表7 非資金仕訳例》に従って仕訳を行います。

2 総勘定元帳 書式例：《別表3》

31. 仕訳帳は借方・貸方の勘定科目・金額を記載するのに対し、総勘定元帳は、仕訳の借方・貸方を勘定口座ごとに並べ替えて集約したものであり、仕訳帳から転記して作成されます。

3 固定資産台帳

32. 現行の公有財産台帳等は、主として財産の運用管理を目的とし、現行制度上、複式簿記・発生主義会計を前提としていないため、現在価額が明確でないうえ、すべての資産を網羅することになっていません。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠です。特に、統一的な基準の導入にあたっては、固定資産台帳の整備が大前提となります。
33. 固定資産台帳は、すべての固定資産を1単位（口座）ごとに記帳した台帳であり、開始時において、原則としてすべての保有固定資産について評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、振替、減価償却等を含む増減につき記録します。
34. 年度をまたがって行われる建設工事等にかかる支出については、固定資産台帳の一環として、建設仮勘定台帳によって記録整理します。建設仮勘定台帳は、工事等の単位ごとに、各年度の支出額を記録整理するとともに、一部供用開始または全部完成の時点で、本勘定への振替を記帳整理します。
35. 固定資産台帳の整備と運用等については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において説明します。

4 資産負債内訳簿 書式例：《別表4》

36. 地方公共団体の資産・負債の増減については、各種の原簿等において管理がなされているところですが、特に歳入歳出を伴わない資産・負債の価値変動の把握が十分ではありません。
37. 資産負債内訳簿は、歳入歳出を伴わない資産・負債も含むすべての資産・負債について、勘定科目別に、期首残高、期中増減額、期末残高を記載したものです。
38. 予算執行と連動する資産・負債の増減分については、前述のとおり歳入歳出データを基に仕訳帳が作成されるものの、歳入歳出を伴わない資産・負債の増減分については、別途、仕訳に展開する必要があります。そこで、本作成要領では、すべての資産・負債につき、勘定科目別に、期首残高、期中増減額、期末残高を記載した資産負債内訳

簿によって網羅的に把握することを原則としています。資産負債内訳簿では、単に資産・負債の増減額を記載するに止まらず、歳入歳出として把握可能な現金取引と、それ以外の発生主義的な非資金取引・事象とに区別した上で、特に後者については仕訳と対応する増減原因別に整理して、《別表2 仕訳帳》ないし《別表3 総勘定元帳》との整合性を検証可能なものとします。

39. 資産負債内訳簿は、特に期末に一括して非資金仕訳を行う場合に、仕訳作成前に記録整理を終えていることが必要不可欠となります。
40. なお、資産負債内訳簿の記録整理の過程においては、特に附属明細書で記載が求められている情報、例えば、投資の内容、出資先の純資産額、有価証券の取得原価・評価額、地方債の種類、地方債・借入金等の償還額等の詳細情報を併せて記録・添付しておくことに留意すべきです。

5 合計残高試算表 書式例：《別表5》

41. 合計残高試算表は、仕訳帳から総勘定元帳への転記が正確に行われているかどうかを検証するために、総勘定元帳を集計等したものです。

6 精算表

42. 精算表は、一般会計等の計数を総計（単純合算）した上で、各会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出するためのものです。詳しくは、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。

II 作成手順の概要

43. 財務書類を作成するための基本的な作成手順は、次のとおりです。その概略については、【図7 財務書類作成の全体手順と作成資料】を参照してください。

①開始貸借対照表の作成：統一的な基準の初回導入時には、開始貸借対照表を原則として作成します。開始貸借対照表は、地方公共団体が保有するすべての資産及び負債につき、既存の財産台帳等を基に、棚卸的に残高を把握するとともに、取得価額及び再調達価額等の評価額を算出して作成します。開始貸借対照表は、一般会計等、全体及び連結それぞれについて作成します。

②一般会計等財務書類の作成：一般会計等について、当該年度の財務書類を作成します。その際、現金取引については、歳入・歳出データ及び歳計外現金データを基に仕訳データを作成します。非資金取引による資産・負債の増減等の勘定振替については、資産負債内訳簿及び固定資産台帳を活用して、発生主義に基づき仕訳データを作成します。以上の仕訳データを総勘定元帳及び合計残高試算表に展開して、一般会計等の計数を総計（単純合算）した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出することで、一般会計

等財務書類を作成します。附属明細書については、各種原簿及び前述の補助簿を基に作成します。

- ③全体・連結財務書類の作成：一般会計等と公営事業会計との合算・相殺及び連結対象関係団体との合算・相殺を実施して、全体財務書類及び連結財務書類を作成します。附属明細書については、各種原簿及び前述の補助簿を基に作成します。
44. 上記手順においては、いったん、一般会計等財務書類4表または3表を作成した上で、公営事業会計と合算・相殺して全体財務書類を作成することとしています。公営事業会計のうち、単式簿記を採用する非公営企業（国保等）や地方公営企業法非適用公営企業については、一般会計等と同様の会計処理方法を用います。他方、公営事業会計のうち、複式簿記を採用するものについては、実質的に連結と同様の手続により、組み替えによる連結パッケージ及び精算表を用いて全体財務書類を作成します。詳細については、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。
45. 開始時における固定資産関係の作業と財務書類作成の作業とは、全庁的な体制のもと連携しながら行われることが適当です。この場合、【図7 財務書類作成の全体手順と作成資料】の作業項目及び手順を参考に、あらかじめ適切な準備・作業計画・分担計画を作成して臨むことが効率的と考えられます。2年度目以降は、単年度の増減に限られ、固定資産台帳等の記帳量も少なくなる上、既に複式処理の経験を積んでいることから、作業の量、負担及び期間は、はるかに圧縮できると見込まれます。

図7 財務書類作成の全体手順と作成資料

作業項目	作成する帳簿等	(固定資産関係)
1 開始貸借対照表の作成	資産負債内訳簿（開始時） 開始貸借対照表	固定資産台帳（開始時） 建設仮勘定台帳（〃）
	全体・連結対象調査票 全体・連結開始貸借対照表	
2 一般会計等財務書類の作成	1. 歳入歳出データによる資金仕訳	資金仕訳変換表 仕訳帳（資金仕訳）
	2. 非資金仕訳	資産負債内訳簿（期中） 仕訳帳（非資金仕訳）
	3. 一般会計等財務書類4表または3表の作成	総勘定元帳 合計残高試算表 相殺消去集計表（一般会計等内部）
3 全体・連結財務書類の作成 ①対象団体への調査表の配布・回収 ②合算 ③相殺消去 ④全体・連結財務書類4表または3表の作成	全体・連結対象調査票 内部取引調査票 相殺消去集計表（全体・連結） 精算表	

Ⅲ 開始貸借対照表

1 一般会計等開始貸借対照表の作成

46. 開始貸借対照表の作成とは、統一的な基準導入初年度の期首における貸借対照表上の資産、負債及び純資産残高を、勘定科目別に算定することです。一般会計等におけるこれらの期首残高は、既存の各種台帳等の原簿を活用して棚卸的に調査の上、期首における価額を評価して作成します。なお、既に財務書類を作成している場合は、当該基準変更による影響額等を注記することが望まれます。
47. 既に基準モデル等によって財務書類を作成している場合には、開始貸借対照表を作成しなくても構いませんが、その場合には、当該基準変更による影響額等を注記します。
48. 固定資産については、固定資産台帳（建設仮勘定を含む）を整備したうえで、その計数を用います。固定資産台帳の整備については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を参照してください。

49. 純資産の残高は、資産と負債との差額として算定されますが、貸借対照表上の純資産勘定には、固定資産等形成分、余剰分（不足分）が存在します。
50. 開始貸借対照表について、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における基金及び棚卸資産を加えた額を記載してください。
51. 開始貸借対照表においても、一般会計等内部に、債権・債務関係や投資・出資受入の関係が存在するときは合算後、相殺消去を行わなければなりません。

2 全体・連結開始貸借対照表の作成

52. 開始時における全体及び連結開始貸借対照表は、上記の一般会計等開始貸借対照表に準じて作成します。
53. 開始貸借対照表においても、それぞれの会計相互について債権・債務関係や投資・出資受入の関係が存在するときは合算後、相殺消去を行わなければなりません。

IV 歳入歳出にかかる資金仕訳

1 期末一括仕訳について

54. 一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成する方法としては、原則として、取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う日々仕訳と、日々の取引の蓄積を、期末に一括して仕訳を行う期末一括仕訳（基本的に、伝票単位ごとに仕訳を行う。）とが考えられます。両者ともに原理は同一ですが、日常的に仕訳を作成するためには、そのような機能を有する財務会計システムが整備されていなければなりません。日々仕訳については、各地方公共団体が導入している財務会計システムによるところが大きいので、本作成要領では、以下、現行の財務会計システムから歳入歳出データを取得し、これを一括して複式仕訳に変換する期末一括仕訳を例として記述します。
55. 財務会計システムから歳入歳出データを一括して取得する場合、正確性を保証するため、次の事項に留意する必要があります。
 - (1) 受領するデータは、予算科目別の個別伝票データとし、これら伝票データの集計額は予算科目ごとに、確定・承認された歳入歳出決算額と合致していなければなりません。
 - (2) データは、当期中に現金出納されたものに限り、期中の過程における支出決定または調定データは含めません。ただし、①期末において未収計上したもの、②不納欠損決定したもの、③未払計上したものは含めます。
 - (3) データは、【図8 歳入歳出データの区分】に示す区分に従い、厳密に区分されていなければなりません。このことについて、《別表4-1 資金明細表》及び《別表4-2 未収・未払・不納欠損残高整理表》によって確認します。

図8 歳入歳出データの区分

歳入データ		歳出データ	
現金収納分	現年度調定分	現金支払分	現年度支出決定分
	過年度調定分		過年度支出決定分
未収納分	現年度調定分	未払分	現年度支出決定分
	過年度調定分		過年度支出決定分
不納欠損決定分	現年度調定分		
	過年度調定分		

- (4) 現金出納分については、期中の歳入合計と歳出合計の差額が、出納整理期間満了日における現金残高（歳入歳出外現金を除く）と合致していなければなりません。

2 資金仕訳変換表

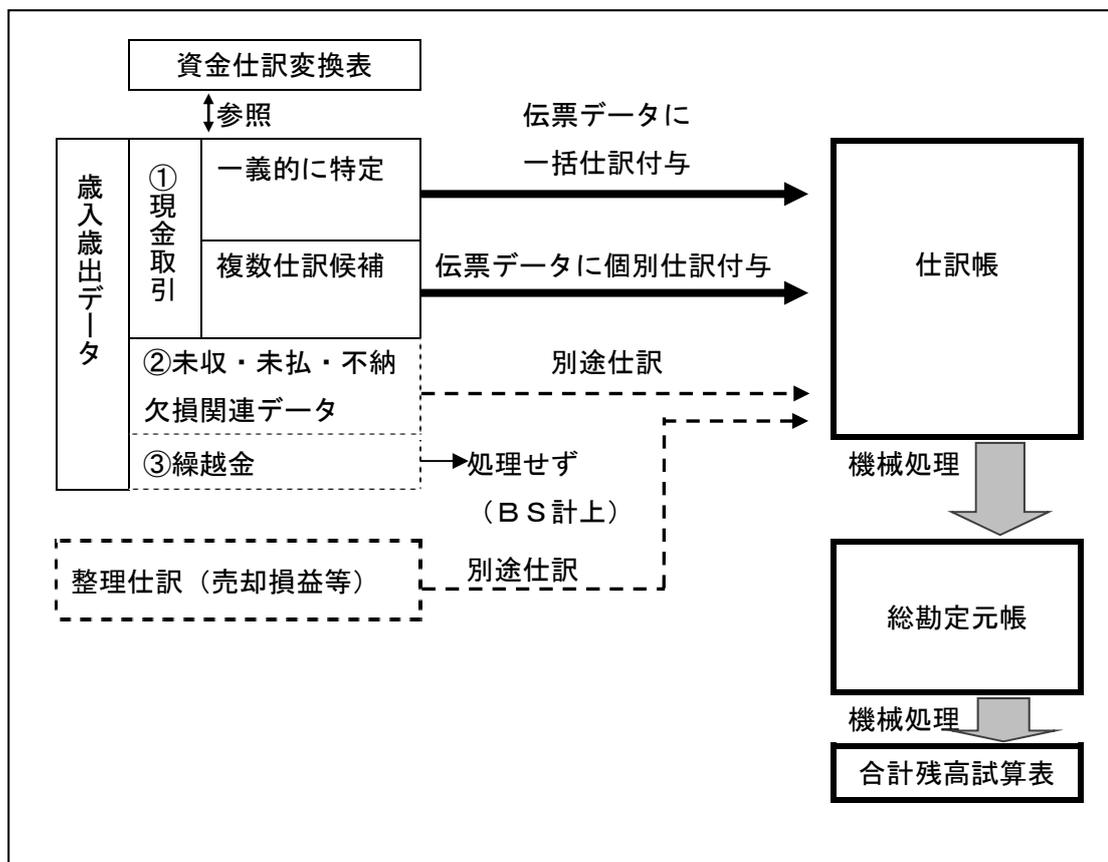
56. 財務会計システムから受領した歳入・歳出データ（単式データ）に対し、予算科目単位に、借方・貸方の勘定科目を効率的に付与するため、資金仕訳変換表を作成します。
57. 標準的な資金仕訳変換表の例については、《別表6 資金仕訳変換表》を参照してください。これは、国・地方公共団体における複式簿記・発生主義会計にかかる現時点までの検討・経験を踏まえて整備されたものであり、今後の実施過程によって追加・変更されることがあり得えます。なお、資金仕訳変換表の対象範囲は、未収・未払・不納欠損にかかるデータを除外した現金取引に限定しています（相手勘定は資金収支計算書科目に限られます。）。それ以外の非資金取引等に関する非資金仕訳については、下記「V 非資金仕訳」を参照してください。
58. 予算科目体系は、基本的に全地方公共団体に共通とはいえ、若干の相異があるため、各地方公共団体は、それぞれの予算科目体系に応じて、資金仕訳変換表を参考として、各地方公共団体固有の資金仕訳変換表を作成する必要があります。また、予算科目や勘定科目が変更されたときは、本資金仕訳変換表を改訂する必要があります。
59. 各地方公共団体の予算科目は相当数にのぼりますが、そのほとんどについては予算科目の階層（歳出にあっては節）に着目することによって仕訳を一義的に特定することができます。
60. 他方、予算科目のみでは仕訳を特定できず、複数の仕訳候補が存在する場合があります。そうした予算科目数は決して多くはないものの、特に、現行の地方公共団体の予算科目体系では資産・負債の勘定科目を直接特定できない等の問題が生じます。例えば、
- ・「公有財産購入費」のように、予算科目だけでは勘定科目（土地か、建物か等）が特定できず、明細データを参照して勘定科目を特定することを要します。

- ・「資産の売却」においては、売却資産の勘定科目を特定したうえ、売却損益の仕訳を要します。また、貸付金元利償還では、貸付金が短期か長期かを特定したうえ、元金と利息を分割して仕訳を行う必要があります。
 - ・「工事請負費」においては、資産形成と維持補修が混在しており、その内訳を見て分割して仕訳する必要があります。
 - ・一つの歳出科目内に、複数の費用科目が混在するケースもあり得えます。
61. また、複数の勘定科目を伴う仕訳のうち、取引時には勘定科目または金額が特定できず、後にこれらが特定した段階で修正仕訳を行うケース（退職手当・賞与等の支払の引当金による充当、資産売却損益、貸付金償還の元利混在の振替等）もあり得えます。
62. 資金仕訳変換表においては、上記のように一義的に仕訳を特定できない予算科目については、あらかじめ複数の仕訳例を用意し、また、前段落の修正仕訳が想定される場合にはそのことを示して、仕訳作業を効率化することとしています。

3 歳入歳出データによる仕訳帳の作成

63. 【図9 歳入歳出データの複式帳簿への変換】において、歳入歳出データから、資金仕訳変換表を参照しつつ仕訳帳を作成し、これから、総勘定元帳及び合計残高試算表を作成する作業手順を示します。
64. 主要な作業手順は、次のとおりです。
- (1) 歳入歳出データを、①現金取引データと、②未収・未払・不納欠損にかかるデータとに分けます。③繰越金は仕訳の対象となりません。
 - (2) ①のデータのうち、一義的に仕訳が特定できる予算科目に属するデータに対しては、資金仕訳変換表に従い伝票データごとに仕訳帳を自動的に生成します。
 - (3) ①のデータのうち、資産・負債に関連する予算科目に属するデータについては、明細データを検討し、資金仕訳変換表から仕訳候補を選択して伝票データごとに仕訳帳を生成します。
 - (4) ②の未収・未払・不納欠損にかかるデータについては、後述の非資金仕訳として処理することとし、この段階では処理をしません。
 - (5) 作成した仕訳帳データを、総勘定元帳及び合計残高試算表に展開します。

図9 歳入歳出データの複式帳簿への変換



4 関連作業

65. 仕訳帳作成作業の過程において、建設仮勘定及び連結対象にかかる仕訳データについては、効率的に抽出・集約できるよう留意します。
66. 固定資産、金融資産を売却する場合には、売却損益を算定するため、簿価を明らかにしておく必要があります。また、貸付金の元利混在償還においては、元金と利息の区別を調査する等、後の整理仕訳の準備をしておく必要があります。
67. 現金取引を伴う資産・負債の増減は、すべて上述の仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表に反映されているはずです。そこで、作成した仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表と、資産負債内訳簿のうちの現金取引分との照合を行い、相互の整合性を確認します。また、固定資産台帳及び建設仮勘定台帳との照合を行います。

V 非資金仕訳

68. 前記までの資金仕訳は現金取引のみを対象とするものですので、引き続き、「非資金仕訳」を行う必要があります。かかる非資金仕訳を要する取引・会計事象は、次のとおりです。

- (1) 歳入歳出データに含まれるが、①整理仕訳（固定資産売却損益・引当金の振替処理等）を要するもの、②未収・未払・不納欠損に係るもの
- (2) 減価償却費や引当金といった現金の流出入を伴わない非資金取引等

1 整理仕訳等

69. 《別表7 非資金仕訳例》のうち、別表7-1から7-4までを参照してください。歳計外現金については、歳計外現金管理簿から、資産負債内訳簿に転記した額をもって非資金仕訳を行います。

2 非資金取引等

70. 《別表7 非資金仕訳例》のうち、別表7-5を参照してください。歳入歳出データに現れない資産・負債の増減についても、網羅的に洗い出す必要があります。現金の流出入を伴わない固定資産の増減としては、除却、無償所管換受払、寄贈・受贈、過去の登録漏れの判明、償却資産の減価償却等があります。また、建設仮勘定から完成に伴う本勘定への振替もこれに含まれます。現金の流出入を伴わない金融資産の増減としては、有価証券や投資等の評価額の変動や、その他の債権・債務の増減（確定した損害賠償等を含む）があります。

71. 固定資産については、固定資産台帳（建設仮勘定を含む）において増減の発生を確認のうえ、資産負債内訳簿に資産種類別、増減原因別に集約整理します。その他の資産・負債の増減についても、原簿その他の情報から、資産負債内訳簿に資産・負債の種類別、増減原因別に集約整理します。それらの計数をもって非資金仕訳を行います。

VI 一般会計等財務書類の作成

72. 具体的な一般会計等財務書類4表または3表の作成手法は、第3章で解説します。なお、全体・連結財務書類については、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。

1 一般会計等内部の相殺消去

73. 一般会計等については、前述までの作業により、一般会計と特別会計を合算したすべての仕訳が行われ、総勘定元帳及び合計残高試算表に機械的に展開されています。そこで、一般会計等内部の一般会計と特別会計間及び特別会計相互間の取引高及び債権債務額を抽出し、相殺消去を行います。なお、相殺消去すべき取引としては、一般会計と特別会計の間の他会計への繰入・繰出（移転支出・移転収入）等の例があります。
74. このとおり、連結においては内部取引を相殺消去することが原則ですが、相殺消去しなくともよいとされるケースがあります。例えば、上下水道料金、行政手続に伴う登録料、事務手数料等、価格操作の余地がないものが挙げられます。
75. 具体的な作業については、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。
76. これに基づき、総勘定元帳及び合計残高試算表をあらためて作成し、相殺消去後の合計残高試算表を編集して、一般会計等財務書類4表または3表を作成します。

2 附属明細書及び注記

77. 資産負債内訳簿、固定資産台帳及び仕訳帳作成の過程で整理した資産負債等の明細を基礎として、この段階における附属明細書及び注記を作成します。

第3章 一般会計等財務書類の作成要領

I 貸借対照表

1 総則

78. 貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。
79. 貸借対照表は、様式第1号のとおりとします。
80. 貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示します。
81. 資産、負債及び純資産は、総額によって表示することを原則とし、資産の項目と負債または純資産の項目とを相殺することによって、その全部または一部を除去してはなりません。
82. 資産の額は、負債と純資産の額の合計額に一致しなければなりません。
83. 資産及び負債の科目の配列については固定性配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とします。
84. 貸借対照表の主な固定資産については、補助簿である固定資産台帳の残高と一致します。また、その他の資産については資産負債内訳簿の残高と一致します。
85. 貸借対照表に係る附属明細書については様式第5号1のとおりとします。また、様式に記された資産及び負債以外の資産及び負債（無形固定資産等）のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成します。
86. （1）資産項目の明細の①有形固定資産の明細については、資産負債内訳簿に基づき記載します。
87. （1）資産項目の明細の②有形固定資産の行政目的別明細については、固定資産台帳に基づき作成します。
88. （1）資産項目の明細の③から⑦まで及び（2）負債項目の明細①から⑤までについては、資産負債内訳簿を参考としつつ、銘柄名等について具体的に記載します。

2 資産

（1）総則

89. 資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示します。また、資産の貸借対照表価額の測定については、それぞれの資産の性質及び所有目的に応じた評価基準及び評価方法を用います。
90. 資産は、「固定資産」及び「流動資産」に分類して表示します。なお、繰延資産については、原則として計上しません。

（2）固定資産

91. 固定資産は、「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「投資その他の資産」に分類して表示します。

① 有形固定資産

92. 有形固定資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」及び「物品」に分類して表示します。
93. 有形固定資産の資産評価については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において説明します。
94. 事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産をいいます。
95. 事業用資産としての有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「土地」、「立木竹」、「建物」、「工作物」、「船舶」、「浮標等」、「航空機」、「その他」及び「建設仮勘定」の表示科目を用います。また、減価償却の方法について注記します。ただし、売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
96. インフラ資産は、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当します。
97. インフラ資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「土地」、「建物」、「工作物」、「その他」及び「建設仮勘定」の表示科目を用います。また、減価償却の方法について注記します。
98. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上します。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げません。なお、開始時の算定に際しても同様とします。
99. なお、事業用資産とインフラ資産の区別については、《別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表》に従うこととします。ただし、事業用資産とインフラ資産の区分表においては、原則として上記のような基本的考え方を踏まえつつも、地方公共団体における現実の財産管理上の権限と責任の配分等をも勘案し、事業用資産とインフラ資産の区別に一定の修正を加えたものとしているので、留意してください。

② 無形固定資産

100. 無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「ソフトウェア」及び「その他」の表示科目を用います。また、減価償却の方法について注記します。
101. ソフトウェアについては、「資産評価及び固定資産台帳の手引き」において説明します。
102. その他は、ソフトウェア以外の無形固定資産をいいます。

③ 投資その他の資産

103. 投資その他の資産は、「投資及び出資金」、「投資損失引当金」、「長期延滞債権」、「長期貸付金」、「基金」、「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示します。
104. 投資及び出資金は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「有価証券」、「出資金」及び「その他」の表示科目を用います。
105. 有価証券は、地方公共団体が保有している債券等をいいます。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記します。
106. 有価証券は、満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券に区分します。
107. 出資金は、公有財産として管理されている出資等をいいます。なお、出捐金は、地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当するため、出資金に含めて計上します。
108. その他は、上記以外の投資及び出資金を計上します。
109. 長期延滞債権は、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源をいいます。なお、長期延滞債権の内訳に係る附属明細書を作成します。
110. 長期貸付金は、地方自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」といいます。）のうち、流動資産に区分されるもの以外のものをいいます。
111. 基金は、基金のうち流動資産に区分されるもの以外のものをいい、「減債基金」及び「その他」の表示科目を用います。なお、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示します。ただし、その内容を注記します。
112. その他は、上記及び徴収不能引当金以外の投資その他の資産をいいます。

（3）流動資産

113. 流動資産は、「現金預金」、「未収金」、「短期貸付金」、「基金」、「棚卸資産」、「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示します。
114. 現金預金は、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物から構成されます。このうち現金同等物は、各地方公共団体が資金管理方針等で歳計現金等の保管方法として定めた預金等をいいます。なお、歳計外現金及びそれに対応する負債は、その残高を貸借対照表に計上します。

115. 未収金は、現年調定現年収入未済の収益及び財源をいいます。なお、未収金の内訳に係る附属明細書を作成します。
116. 短期貸付金は、貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するものをいいます。
117. 基金は、財政調整基金及び減債基金のうち流動資産に区分されるものをいい、「財政調整基金」及び「減債基金」の表示科目を用います。
118. 棚卸資産は、売却を目的として保有している資産をいいます。
119. その他は、上記及び徴収不能引当金以外の流動資産をいいます。

3 負債

(1) 総則

120. 負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示します。また、負債の貸借対照表価額の測定については、それぞれの負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用います。
121. 負債は、「固定負債」及び「流動負債」に分類して表示します。

(2) 固定負債

122. 固定負債は、「地方債」、「長期未払金」、「退職手当引当金」、「損失補償等引当金」及び「その他」に分類して表示します。
123. 地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいいます。
124. 長期未払金は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のものをいいます。
125. 退職手当引当金について、他の地方公共団体等と一部事務組合を設立し分担金等を負担している場合には、退職手当引当金繰入額は記載しないこととし、移転費用の補助金等において、その分担金等を記載します。
126. 退職手当引当金については、原則として、期末自己都合要支給額により算定することとします。具体的には、一般職に属する職員については以下のAとBの合計額とし、特別職に属する職員についてはCで求めた額として、それらを合算したものを退職手当引当金として計上します。

A) 基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

B) 調整額

次のいずれかとします。

- a) イ及びロに掲げる額を合計した額

イ 勤続年数が25年以上の職員にあつては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ 勤続年数が10年以上25年未満の職員にあつては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額との合算額に二分の一を乗じて得た額

b) Aで求めた額に次の算式により算定した数値を乗じて得た額

前年度に自己都合退職した者に支給した調整額の合計額を、前年度に自己都合退職した者について、現条例の基本額の算定方法に基づいて算定される額の合計額で除して得た額

C) 特別職に属する職員の退職手当引当金

当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

127. 損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失（損失補償等引当金繰入額）に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）第12条第5号の規定に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成20年総務省告示第242号）によるものとし、地方道路公社及び土地開発公社に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。

128. 損失補償契約に基づき履行すべき額が確定したもの（確定債務）については、貸借対照表に負債（未払金等）として計上するとともに、同額を臨時損失（その他）に計上します。なお、前年度末に負債（未払金等）として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。

129. その他は、上記以外の固定負債をいいます。

（3）流動負債

130. 流動負債は、「1年内償還予定地方債」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」、「前受収益」、「賞与等引当金」、「預り金」及び「その他」に分類して表示します。

131. 1年内償還予定地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいいます。

132. 未払金は、基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるものをいいます。
133. 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものをいいます。
134. 前受金は、基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものをいいます。
135. 前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたものをいいます。
136. 賞与等引当金は、基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費を計上します。また、賞与等引当金の計上基準及び算定方法について注記します。
137. 賞与等引当金の貸借対照表計上額は、在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額Aとそれらに係る法定福利費相当額Bを加算した額のうち、
前年度支給対象期間X（対象期間開始日から3月31日まで）／全支給対象期間Y（6ヶ月）の割合を乗じた額を計上します。
$$\text{賞与等引当金計上額} = (A + B) * X / Y$$
138. 預り金は、基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債をいいます。
139. その他は、上記以外の流動負債をいいます。

4 純資産

(1) 総則

140. 純資産は、純資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示します。
141. 純資産は、純資産の源泉（ないし運用先）との対応によって、その内部構成を「固定資産等形成分」及び「余剰分（不足分）」に区分して表示します。

(2) 固定資産等形成分

142. 固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されます。換言すれば、地方公共団体が調達した資源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高（減価償却累計額の控除後）を意味します。

(3) 余剰分（不足分）

143. 余剰分（不足分）は、地方公共団体の費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されます。

Ⅱ 行政コスト計算書

1 総則

144. 行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。
145. 行政コスト計算書は、様式第2号のとおりとします。
146. 費用及び収益は、総額によって表示することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を除去してはなりません。
147. 行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収益」、「臨時損失」及び「臨時利益」に区分して表示します。
148. 行政コスト計算書の収支尻として計算される純行政コストは、純資産変動計算書に振替えられ、これと連動します。
149. 行政コスト計算書は、勘定科目ごとに作成された合計残高試算表から、それぞれの数値を転記して作成します。
150. 行政コスト計算書に係る附属明細書については様式第5号2のとおりとします。
151. (1) 補助金等の明細について、名称は〇〇助成や〇〇分担金等と記載し、支出目的については、〇〇会計の健全運営や〇〇に係る法定負担金等と記載します。
152. 所有外資産とは、他団体及び民間への補助金等により整備された資産であり、他団体への公共施設等整備補助金等は資産形成に当たった分を記載します。
153. 当明細の金額の合計については、行政コスト計算書における「補助金等」と数字が一致します。
154. 行政目的別の情報の開示については、そのセグメントにどれだけのコストが使われているかを示すことは重要であることから、各団体の取組に応じて行政目的別のものを附属明細書等で表示することが望まれます。

2 経常費用

(1) 総則

155. 経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいいます。
156. 経常費用は、「業務費用」及び「移転費用」に分類して表示します。

(2) 業務費用

157. 業務費用は、「人件費」、「物件費等」及び「その他の業務費用」に分類して表示します。
158. 人件費は、「職員給与費」、「賞与等引当金繰入額」、「退職手当引当金繰入額」及び「その他」に分類して表示します。

159. 職員給与費は、職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいいます。
160. 賞与等引当金繰入額は、賞与等引当金の当該会計年度発生額をいいます。
161. 退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該会計年度発生額をいいます。
162. その他は、上記以外の人件費をいいます。
163. 物件費等は、「物件費」、「維持補修費」、「減価償却費」及び「その他」に分類して表示します。
164. 物件費は、職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費であって、資産計上されないものをいいます。
165. 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいいます。
166. 減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいいます。
167. その他は、上記以外の物件費等をいいます。
168. その他の業務費用は、「支払利息」、「徴収不能引当金繰入額」及び「その他」に分類して表示します。
169. 支払利息は、地方公共団体が発行している地方債等に係る利息負担金額をいいます。
170. 徴収不能引当金繰入額は、徴収不能引当金の当該会計年度発生額をいいます。
171. その他は、上記以外のその他の業務費用をいいます。

(3) 移転費用

172. 移転費用は、「補助金等」、「社会保障給付」、「他会計への繰出金」及び「その他」に分類して表示します。
173. 補助金等は、政策目的による補助金等をいいます。
174. 社会保障給付は、社会保障給付としての扶助費等をいいます。
175. 他会計への繰出金は、地方公営事業会計に対する繰出金をいいます。
176. その他は、上記以外の移転費用をいいます。

3 経常収益

177. 経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいいます。
178. 経常収益は、「使用料及び手数料」及び「その他」に分類して表示します。
179. 使用料及び手数料は、地方公共団体がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいいます。
180. その他は、上記以外の経常収益をいいます。

4 臨時損失

181. 臨時損失は、費用の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものをいいます。
182. 臨時損失は、「災害復旧事業費」、「資産除売却損」、「投資損失引当金繰入額」、「損失補償等引当金繰入額」及び「その他」に分類して表示します。
183. 災害復旧事業費は、災害復旧に関する費用をいいます。
184. 資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額をいいます。
185. 投資損失引当金繰入額は、投資損失引当金の当該会計年度発生額をいいます。
186. 損失補償等引当金繰入額は、損失補償等引当金の当該会計年度発生額をいいます。
187. その他は、上記以外の臨時損失をいいます。なお、基準変更に伴う影響額の内訳について注記します。

5 臨時利益

188. 臨時利益は、収益の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものをいいます。
189. 臨時利益は、「資産売却益」及び「その他」に分類して表示します。
190. 資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額をいいます。
191. その他は、上記以外の臨時利益をいいます。なお、基準変更に伴う影響額の内訳について注記します。

Ⅲ 純資産変動計算書

1 総則

192. 純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。
193. 純資産変動計算書は、様式第3号のとおりとします。
194. 純資産変動計算書は、「純行政コスト」、「財源」、「固定資産等の変動（内部変動）」、「資産評価差額」、「無償所管換等」及び「その他」に区分して表示します。
195. 一会計期間中の経常的事業及び投資的事業の内訳に係る附属明細書を作成します。
196. 純資産変動計算書の附属明細書については様式第5号3のとおりとします。
197. (1) 財源の明細については、税収等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。
198. 特別会計について、一般会計からの繰出金等については、既に合算相殺されているので記載されないことに留意してください。
199. (2) 財源情報の明細については、純行政コスト、有形固定資産等の増加、貸付金・基金等の増加及びその他における財源の内訳を記載します。このとき、国県等補助金は純資産変動計算書におけるそれと一致します。税収等については、借換債等を発行

しない限りは、税収等から地方債の元本償還した額を差し引いた額と、基本的に一致します。

200. 減価償却費は、内訳におけるその他として、純行政コストの行に記載します。

2 純行政コスト

201. 純行政コストは、行政コスト計算書の収支戻である純行政コストと連動します。また、純資産変動計算書の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））の収支戻は、貸借対照表の純資産の部の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））と、純資産変動計算書の合計の収支戻は、貸借対照表の純資産合計と連動します。

202. 固定資産等の変動（内部変動）及びその内訳については、固定資産等形成分と余剰分（不足分）については、正負が必ず逆になります。

3 財源

203. 財源は、「税収等」及び「国県等補助金」に分類して表示します。

204. 税収等は、地方税、地方交付税及び地方譲与税等をいいます。

205. 国県等補助金は、国庫支出金及び都道府県支出金等をいいます。

4 固定資産等の変動（内部変動）

206. 固定資産等の変動（内部変動）は、「有形固定資産等の増加」、「有形固定資産等の減少」、「貸付金・基金等の増加」及び「貸付金・基金等の減少」に分類して表示します。

207. 有形固定資産等の増加は、有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額をいいます。

208. 有形固定資産等の減少は、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入（元本分）、除却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額をいいます。

209. 貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいいます。

210. 貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいいます。

5 資産評価差額

211. 資産評価差額は、有価証券等の評価差額をいいます。

6 無償所管換等

212. 無償所管換等は、無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等をいいます。

7 その他

213. その他は、上記以外の純資産及びその内部構成の変動をいいます。

IV 資金収支計算書

1 総則

214. 資金収支計算書は、地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。
215. 統一的な基準においては、資金収支計算書の作成（会計処理）及び表示ともに直接法を採用しています。
216. 資金収支計算書は、様式第4号のとおりとします。
217. 資金収支計算書は、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」の三区分別により表示します。
218. 歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、歳計外現金増減額、会計年度末歳計外現金残高及び会計年度末現金預金残高を表示します。
219. 資金収支計算書の収支戻（会計年度末資金残高）に会計年度末歳計外現金残高を加えたものは、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。
220. 資金収支計算書の附属明細書については様式第5号4のとおりとします。
221. （1）資金の明細については、資金の内訳とそれぞれの本年度末残高を記載します。本年度末残高の合計は資金収支計算書における本年度末残高と一致します。

2 業務活動収支

222. 業務活動収支は、「業務支出」、「業務収入」、「臨時支出」及び「臨時収入」に分類して表示します。
223. 業務支出は、「業務費用支出」及び「移転費用支出」に分類して表示します。
224. 業務費用支出は、「人件費支出」、「物件費等支出」、「支払利息支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
225. 人件費支出は、人件費に係る支出をいいます。
226. 物件費等支出は、物件費等に係る支出をいいます。
227. 支払利息支出は、地方債等に係る支払利息の支出をいいます。
228. その他の支出は、上記以外の業務費用支出をいいます。
229. 移転費用支出は、「補助金等支出」、「社会保障給付支出」、「他会計への繰出支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
230. 補助金等支出は、補助金等に係る支出をいいます。

- 231. 社会保障給付支出は、社会保障給付に係る支出をいいます。
- 232. 他会計への繰出支出は、他会計への繰出に係る支出をいいます。
- 233. その他の支出は、上記以外の移転費用支出をいいます。
- 234. 業務収入は、「税込等収入」、「国県等補助金収入」、「使用料及び手数料収入」及び「その他の収入」に分類して表示します。
- 235. 税込等収入は、税込等の収入をいいます。
- 236. 国県等補助金収入は、国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入をいいます。
- 237. 使用料及び手数料収入は、使用料及び手数料の収入をいいます。
- 238. その他の収入は、上記以外の業務収入をいいます。
- 239. 臨時支出は、「災害復旧事業費支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
- 240. 災害復旧事業費支出は、災害復旧事業費に係る支出をいいます。
- 241. その他の支出は、上記以外の臨時支出をいいます。
- 242. 臨時収入は、臨時にあった収入をいいます。

3 投資活動収支

- 243. 投資活動収支は、「投資活動支出」及び「投資活動収入」に分類して表示します。
- 244. 投資活動支出は、「公共施設等整備費支出」、「基金積立金支出」、「投資及び出資金支出」、「貸付金支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
- 245. 公共施設等整備費支出は、有形固定資産等の形成に係る支出をいいます。
- 246. 基金積立金支出は、基金積立に係る支出をいいます。
- 247. 投資及び出資金支出は、投資及び出資金に係る支出をいいます。
- 248. 貸付金支出は、貸付金に係る支出をいいます。
- 249. その他の支出は、上記以外の投資活動支出をいいます。
- 250. 投資活動収入は、「国県等補助金収入」、「基金取崩収入」、「貸付金元金回収収入」、「資産売却収入」及び「その他の収入」に分類して表示します。
- 251. 国県等補助金収入は、国県等補助金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入をいいます。
- 252. 基金取崩収入は、基金取崩による収入をいいます。
- 253. 貸付金元金回収収入は、貸付金に係る元金回収収入をいいます。
- 254. 資産売却収入は、資産売却による収入をいいます。
- 255. その他の収入は、上記以外の投資活動収入をいいます。

4 財務活動収支

- 256. 財務活動収支は、「財務活動支出」及び「財務活動収入」に分類して表示します。
- 257. 財務活動支出は、「地方債償還支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。

258. 地方債償還支出は、地方債に係る元本償還の支出をいいます。
259. その他の支出は、上記以外の財務活動支出をいいます。
260. 財務活動収入は、「地方債発行収入」及び「その他の収入」に分類して表示します。
261. 地方債発行収入は、地方債発行による収入をいいます。
262. その他の収入は、上記以外の財務活動収入をいいます。

V 注記

1 重要な会計方針

263. 財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載します。

- ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法
- ②有価証券等の評価基準及び評価方法
- ③有形固定資産等の減価償却の方法
- ④引当金の計上基準及び算定方法
- ⑤リース取引の処理方法
- ⑥資金収支計算書における資金の範囲
- ⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2 重要な会計方針の変更等

264. 重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければなりません。

- ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
- ②表示方法を変更した場合には、その旨
- ③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

3 重要な後発事象

265. 会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載します。

- ①主要な業務の改廃
- ②組織・機構の大幅な変更
- ③地方財政制度の大幅な改正
- ④重大な災害等の発生
- ⑤その他重要な後発事象

4 偶発債務

266. 会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載します。

- ①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））
- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③その他主要な偶発債務

5 追加情報

267. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載します。

- ①対象範囲（対象とする会計名）
- ②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
- ③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含む）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
- ④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
- ⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
- ⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- ⑦繰越事業に係る将来の支出予定額
- ⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

268. また、貸借対照表に係るものとして次の⑨から⑩までに掲げる事項を、行政コスト計算書に係るものとして次の⑪に掲げる事項を、資金収支計算書に係るものとして次の⑫から⑮までに掲げる事項をあわせて記載します。なお、前年度末歳計外現金残高、歳計外現金増減額、会計年度末歳計外現金残高及び会計年度末現金預金残高について、資金収支計算書の欄外に記載します。

- ⑨基準変更による影響額等（開始貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に財務書類を作成しているが開始貸借対照表を作成する場合であっても注記することが望まれます。）
- ⑩売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
- ⑪減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額
- ⑫減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
- ⑬基金借入金（繰替運用）の内容
- ⑭地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

- ⑮将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）
- ⑯地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたり一ス債務金額
- ⑰管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望まれます。）
- ⑱道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額
- ⑲基準変更による影響額の内訳（開始貸借対照表を作成しない場合）
- ⑳純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
 - ㉑基礎的財政収支
 - ㉒既存の決算情報との関連性（上記で示した「㉑一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除く）
 - ㉓資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
 - ㉔一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額
 - ㉕重要な非資金取引

財務書類作成要領 様式

様式第1号	貸借対照表	35
様式第2号	行政コスト計算書	36
様式第3号	純資産変動計算書	37
様式第2号及び第3号	行政コスト及び純資産変動計算書	38
様式第4号	資金収支計算書	39
様式第5号	1. 貸借対照表の内容に関する明細	40
	2. 行政コスト計算書の内容に関する明細	48
	3. 純資産変動計算書に関する明細	49
	4. 資金収支計算書に関する明細	51

行政コスト計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他	
純経常行政コスト	
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他	
純行政コスト	

純資産変動計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高			
純行政コスト(△)			
財源			
税金等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
本年度末純資産残高			

行政コスト及び純資産変動計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額		
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他			
純経常行政コスト			
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他		金額	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
純行政コスト			
財源			
税収等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 その他			
本年度純資産変動額			
前年度末純資産残高			
本年度末純資産残高			

資金収支計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
他会計への繰出支出	
その他の支出	
業務収入	
税込等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
地方債償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	

前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	

附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

※下記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成する。

(1) 資産項目の明細

① 有形固定資産の明細

(単位:)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産							
土地							
立木竹							
建物							
工作物							
船舶							
浮標等							
航空機							
その他							
建設仮勘定							
インフラ資産							
土地							
建物							
工作物							
その他							
建設仮勘定							
物品							
合計							

② 有形固定資産の行政目的別明細

(単位:)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産								
土地								
立木竹								
建物								
工作物								
船舶								
浮標等								
航空機								
その他								
建設仮勘定								
インフラ資産								
土地								
建物								
工作物								
その他								
建設仮勘定								
物品								
合計								

③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位:)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A) × (B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A) × (D) (E)	評価差額 (C) - (E) (F)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計							

市場価格のないものうち連結対象団体(会計)に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (貸借対照表計上額) (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	投資損失引当金 計上額 (H)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計									

市場価格のないものうち連結対象団体(会計)以外に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A) - (H) (I)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計										

④基金の明細 (単位:)

種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考)財産に関する 調書記載額
財政調整基金						
減債基金						
...						
...						
合計						

(単位:)

⑤貸付金の明細

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
地方公営事業					
病院					
.....					
一部事務組合・広域連合					
〇〇組合					
.....					
地方独立行政法人					
〇〇大学					
.....					
地方三公社					
〇〇土地開発公社					
.....					
第三セクター等					
(株)〇〇清掃サービス					
.....					
その他の貸付金					
〇〇貸付金					
.....					
合計					

⑥長期延滞債権の明細 (単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】 第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】 税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

⑦未収金の明細 (単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】 第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】 税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

(2) 負債項目の明細
① 地方債(借入先別)の明細

(単位:)

種類	地方債残高	うち1年内償還予定		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債		その他
		うち1年内償還予定	うち1年内償還予定					うち共同発行債	うち住民公募債	
【通常分】										
一般公共事業										
公営住宅建設										
災害復旧										
教育・福祉施設										
一般単独事業										
その他										
【特別分】										
臨時財政対策債										
減税補てん債										
退職手当債										
その他										
合計										

② 地方債（利率別）の明細 (単位：)

地方債残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

③ 地方債（返済期間別）の明細 (単位：)

地方債残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

④ 特定の契約条項が付された地方債の概要 (単位：)

特定の契約条項が 付された地方債残高	契約条項の概要

⑤引当金の明細 (単位:)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
合計					

2. 行政コスト計算書の内容に関する明細
 (1) 補助金等の明細

(単位:)

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)				
	計			
その他の補助金等				
	計			
合計				

3. 純資産変動計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細 (単位:)

会計	区分	財源の内容	金額	
一般会計	税收等	地方税		
		地方交付税		
		地方譲与税		
			
		小計		
	国県等補助金	資本的補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
			
		計		
		経常的補助金	国庫支出金	
都道府県等支出金				
.....				
計				
小計				
	合計			
特別会計				
.....				

(2)財源情報の明細

(単位:)

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト					
有形固定資産等の増加					
貸付金・基金等の増加					
その他					
合計					

4. 資金収支計算書の内容に関する明細

(1) 資金の明細 (単位:)

種類	本年度末残高
現金	
要求払預金	
短期投資	
....	
....	
合計	

<作成例>

行政コスト計算書に係る行政目的別の明細

(単位:)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
経常費用								
業務費用								
人件費								
職員給与費								
賞与等引当金繰入額								
退職手当引当金繰入額								
その他								
物件費等								
物件費								
維持補修費								
減価償却費								
その他								
その他の業務費用								
支払利息								
徴収不能引当金繰入額								
その他								
移転費用								
補助金等								
社会保障給付								
他会計への繰入金								
その他								
経常収益								
使用料及び手数料								
その他								
純経常行政コスト								
臨時損失								
災害復旧事業費								
資産除売却損								
投資損失引当金繰入額								
損失補償等引当金繰入額								
その他								
臨時利益								
資産売却益								
その他								
純行政コスト								

財務書類作成要領 別表

別表 1	勘定科目表	54
別表 2	仕訳帳	59
別表 3	総勘定元帳	59
別表 4	資産負債内訳簿	60
4-1	現金預金明細表	
4-2	未収・未払・不能欠損残高整理表	
4-3	債権債務整理表	
4-4	投資その他の資産明細表	
4-5	有形・無形固定資産等明細表	
4-6	地方債明細表	
4-7	引当金明細表	
別表 5	合計残高試算表	64
別表 6	資金仕訳変換表	65
6-1	歳入科目（特定）	
6-2	歳出科目（特定）	
6-3	歳入科目（仕訳複数例）	
6-4	歳出科目（仕訳複数例）	
別表 7	非資金仕訳例	69
7-1	整理仕訳	
7-2	未収・未払の仕訳	
7-3	未収金に関する不納欠損の仕訳	
7-4	歳計外資金の仕訳	
7-5	歳入歳出データに含まれない非資金仕訳	
別表 8	事業用資産とインフラ資産の区分表	74

別表1 勘定科目表

(貸借対照表科目)

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
1	BS	1	資産合計	
2	BS	2	固定資産	
3	BS	3	有形固定資産	
4	BS	4	事業用資産	
5	BS	5	土地	
6	BS	5	立木竹	
7	BS	5	建物	
8	BS	5	建物減価償却累計額	
9	BS	5	工作物	
10	BS	5	工作物減価償却累計額	
11	BS	5	船舶	
12	BS	5	船舶減価償却累計額	
13	BS	5	浮標等	
14	BS	5	浮標等減価償却累計額	
15	BS	5	航空機	
16	BS	5	航空機減価償却累計額	
17	BS	5	その他	
18	BS	5	その他減価償却累計額	
19	BS	5	建設仮勘定	
20	BS	4	インフラ資産	
21	BS	5	土地	
22	BS	5	建物	
23	BS	5	建物減価償却累計額	
24	BS	5	工作物	
25	BS	5	工作物減価償却累計額	
26	BS	5	その他	
27	BS	5	その他減価償却累計額	
28	BS	5	建物仮勘定	
29	BS	4	物品	
30	BS	4	物品減価償却累計額	
31	BS	3	無形固定資産	
32	BS	4	ソフトウェア	
33	BS	4	その他	
34	BS	3	投資その他の資産	
35	BS	4	投資及び出資金	
36	BS	5	有価証券	
37	BS	5	出資金	
38	BS	5	その他	
39	BS	4	投資損失引当金	
40	BS	4	長期延滞債権	
41	BS	4	長期貸付金	
42	BS	4	基金	
43	BS	5	減債基金	
44	BS	5	その他	
45	BS	4	その他	
46	BS	4	徴収不能引当金	

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
47	BS	2	流動資産	
48	BS	3	現金預金	
49	BS	3	未収金	
50	BS	3	短期貸付金	
51	BS	3	基金	
52	BS	4	財政調整基金	
53	BS	4	減債基金	
54	BS	3	棚卸資産	
55	BS	3	その他	
56	BS	3	徴収不能引当金	
57	BS	1	負債・純資産合計	
58	BS	2	負債合計	
59	BS	3	固定負債	
60	BS	4	地方債	
61	BS	4	長期未払金	
62	BS	4	退職手当引当金	
63	BS	4	損失補償等引当金	
64	BS	4	その他	
65	BS	3	流動負債	
66	BS	4	1年内償還予定地方債	
67	BS	4	未払金	
68	BS	4	未払費用	
69	BS	4	前受金	
70	BS	4	前受収益	
71	BS	4	賞与等引当金	
72	BS	4	預り金	
73	BS	4	その他	
74	BS	2	純資産合計	
75	BS	3	固定資産等形成分	
76	BS	3	余剰分(不足分)	

(行政コスト計算書科目)

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
77	PL	1	純経常行政コスト	
78	PL	2	経常費用	
79	PL	3	業務費用	
80	PL	4	人件費	
81	PL	5	職員給与費	
82	PL	5	賞与等引当金繰入額	
83	PL	5	退職手当引当金繰入額	
84	PL	5	その他	
85	PL	4	物件費等	
86	PL	5	物件費	
87	PL	5	維持補修費	
88	PL	5	減価償却費	
89	PL	5	その他	
90	PL	4	その他の業務費用	
91	PL	5	支払利息	
92	PL	5	徴収不能引当金繰入額	
93	PL	5	その他	
94	PL	3	移転費用	
95	PL	4	補助金等	
96	PL	4	社会保障給付	
97	PL	4	他会計への繰出金	
98	PL	4	その他	
99	PL	2	経常収益	
100	PL	3	使用料及び手数料	
101	PL	3	その他	
102	PL	1	純行政コスト	
103	PL	2	臨時損失	
104	PL	3	災害復旧事業費	
105	PL	3	資産除売却損	
106	PL	3	投資損失引当金繰入額	
107	PL	3	損失補償等引当金繰入額	
108	PL	3	その他	
109	PL	2	臨時利益	
110	PL	3	資産売却益	
111	PL	3	その他	

(純資産変動計算書科目)

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
112	NW	1	前年度末純資産残高	
113	NW	2	純行政コスト(△)	
114	NW	2	財源	
115	NW	3	税収等	
116	NW	3	国県等補助金	
117	NW	2	本年度差額	
118	NW	2	固定資産の変動(内部変動)	
119	NW	3	有形固定資産等の増加	
120	NW	3	有形固定資産等の減少	
121	NW	3	貸付金・基金等の増加	
122	NW	3	貸付金・基金等の減少	
123	NW	2	資産評価差額	
124	NW	2	無償所管換等	
125	NW	2	その他	
126	NW	2	本年度純資産変動額	
127	NW	1	本年度末純資産残高	

(資金収支計算書科目)

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
128	CF	1	業務活動収支	
129	CF	2	業務支出	
130	CF	3	業務費用支出	
131	CF	4	人件費支出	
132	CF	4	物件費等支出	
133	CF	4	支払利息支出	
134	CF	4	その他の支出	
135	CF	3	移転費用支出	
136	CF	4	補助金等支出	
137	CF	4	社会保障給付支出	
138	CF	4	他会計への繰出支出	
139	CF	4	その他の支出	
140	CF	2	業務収入	
141	CF	3	税収等収入	
142	CF	3	国県等補助金収入	
143	CF	3	使用料及び手数料収入	
144	CF	3	その他の収入	
145	CF	2	臨時支出	
146	CF	3	災害復旧事業費支出	
147	CF	3	その他の支出	
148	CF	2	臨時収入	
149	CF	1	投資活動収支	
150	CF	2	投資活動支出	
151	CF	3	公共施設等整備費支出	
152	CF	3	基金積立金支出	
153	CF	3	投資及び出資金支出	
154	CF	3	貸付金支出	
155	CF	3	その他の支出	
156	CF	2	投資活動収入	
157	CF	3	国県等補助金収入	
158	CF	3	基金取崩収入	
159	CF	3	貸付金元金回収収入	
160	CF	3	資産売却収入	
161	CF	3	その他の収入	
162	CF	1	財務活動収支	
163	CF	2	財務活動支出	
164	CF	3	地方債償還支出	
165	CF	3	その他の支出	
166	CF	2	財務活動収入	
167	CF	3	地方債発行収入	
168	CF	3	その他の収入	
169	CF	1	本年度資金収支額	
170	CF	1	前年度末資金残高	
171	CF	1	本年度末資金残高	
172	CF	1	前年度末歳計外現金残高	
173	CF	1	本年度歳計外現金増減額	
174	CF	1	本年度末歳計外現金残高	
175	CF	1	本年度末現金預金残高	

別表2 仕訳帳

歳入歳出データ								仕訳パターン付加部分						建 仮 番 号
伝 票 No.	予 算 科 目 コ ー ド	デ ー タ 区 分	出 納 日	件 名	出 納 金 額	出 納 相 手 方	担 当 部 署	借方			貸方			
								勘 定 科 目 コ ー ド	勘 定 科 目 名	借 方 金 額	勘 定 科 目 コ ー ド	勘 定 科 目 名	貸 方 金 額	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

別表3 総勘定元帳

勘 定 科 目 コ ー ド	勘 定 科 目 名	伝 票 No.	枝 番	予 算 科 目 コ ー ド	デ ー タ 区 分	出 納 日	件 名	出 納 金 額	出 納 相 手 方	担 当 部 署	借 方 金 額	貸 方 金 額	建 仮 番 号
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

別表4 資産負債内訳簿

- 1 本表は、開始時及びそれ以降の毎決算時のいずれの場合にも使用する。
- 2 開始時においては、各表の前年度末残高のみを記載する。
これらの前年度末残高は、合計残高試算表《別表5》の前年度末残高に転記される。
- 3 それ以降の毎決算時においては、総勘定元帳等から内訳を取得するほか、棚卸法により、残高を確認する。
- 4 固定資産の残高及び増減額は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の記載に従い記録・整理する。

別表4-1 現金預金明細表

	前年度繰越額	本年度現金出納額		本年度末 現金預金残高
		入金額	出金額	
歳入	—
歳出	—	—	
歳計外	
合計	

- 1 本資料は、現金預金総額の整合性チェック用である。
- 2 本数値は、実際の現金預金残高と合致していなければならない。
- 3 本数値は、歳入歳出決算集計結果と合致していなければならない。

別表4-2 未収・未払・不納欠損残高整理表

- 1 以下の各表は、予算決算及び歳入歳出決算集計データと合致していなければならない。
- 2 本表は、本年度末の整理仕訳及び附属明細表作成に利用する。

(1) 過年度未収金

予算科目	前年度未収金 A	本年度収納済額 B	未収残額 C=A-B	うち不納欠損決定額 D	本年度末残高 E=C-D	摘要

(2) 本年度未収金計上額

予算科目	本年度調定額 A	本年度収納済額 B	未収残額 C=A-B	うち不納欠損決定額 D	本年度末残高 E=C-D	摘要

(3) 過年度未払金

予算科目	前年度未払金額 A	本年度支払済額 B	未払残額 C=A-B	摘要

(4) 本年度未払金計上額

予算科目	支出決定額 A	本年度支払済額 B	未払残額 C=A-B	摘要

別表4-3 債権債務整理表

区分	勘定科目	過年度発生分			本年度発生分		合計 本年度末 残高
		前年度 末残高	回収	徴収 不能	本年度 末残高	徴収 不能	
債権	長期延滞債権						
	未収金						
	業務収入						
	税収等収入						
	国県等補助金投入						
	使用料及び手数料収入						
	その他の収入						
	投資活動収入						
	国県等補助金収入						
	貸付金元金回収収入						
	資産売却収入						
	その他の収入						
	その他の債権						
合計							
債務	長期未払金						
	その他(固定負債)						
	未払金						
	未払費用						
	前受金						
	前受収益						
	預り金						
	その他(流動負債)						
合計							

別表4-4 投資その他の資産明細表

区分	勘定科目	前年度 末残高	本年度増加			本年度減少			本年度 末残高
			資金 支出・ 繰入	評価 益・受 贈益	合計	回収 ・取崩	売却 ・ 評価 損	徴収 不能 合計	
投資等	投資及び出資金								
	有価証券								
	出資金								
	その他								
	長期貸付金								
	基金								
	減債基金								
	その他								
	その他								
	合計								

別表4-5 有形・無形固定資産等明細表

区分	勘定科目	前年度末残高	本年度増加					本年度減少					本年度末残高			
			有償取得	無償取得	調査判明	評価益	振替増	合計	振替減	売却	除却	無償譲渡		減価償却	合計	
有形固定資産	事業用資産															
	土地															
	立木竹															
	建物															
	工作物															
	船舶															
	浮標等															
	航空機															
	その他															
	建設仮勘定															
	インフラ資産															
	土地															
	建物															
	工作物															
	その他															
	建設仮勘定															
	物品															
小計																
定無形資産	ソフトウェア															
	その他															
	小計															
棚卸資産																
合 計																

別表4-6 地方債明細表

区分	前年度末残高	増加			減少			本年度末残高
		借入	振替	計	返済	振替	計	
地方債								
1年以内償還予定地方債								
合 計								

別表4-7 引当金明細表

勘定科目	前年度末残高	増加			減少			本年度末残高	(参考)増減
		繰入	その他	計	目的取崩	その他	計		
徴収不能引当金									
投資損失引当金									
退職手当引当金									
損失補償等引当金									
賞与等引当金									
合計									

引当金計算基準：

別表5 合計残高試算表

勘定科目 コード	勘定科目 名	前年度末 借方 残高	前年度末 貸方 残高	借方 金額	貸方 金額	本年度末 借方 残高	本年度末 貸方 残高
1	2	3	4	5	6	7	8

(参考) 仕訳帳、総勘定元帳、合計残高試算表のイメージ

仕訳帳データの例

予算執行データ(現金取引)						複式仕訳の追記					
No.	予算科目	日付	件名	出納金額	担当課	借方科目		金額	貸方科目		金額
10	123-45-6	5.1	職員給与	3,000	〇〇課	PL	職員給与費	3,000	CF	人件費支出	3,000
...
...	—	3.31	退引計上	—	〇〇課	PL	退職手当引当金繰入額	300,000	BS	退職手当引当金	300,000

総勘定元帳データの例

勘定科目	No.	予算科目	日付	件名	出納金額	担当課	借方金額	貸方金額
BS 退職手当引当金	—	—	3.31	退引計上	0	〇〇課	0	300,000
PL 職員給与費	10	123-45-6	5.1	職員給与	3,000	〇〇課	3,000	0
PL 退職手当引当金繰入額	—	—	3.31	退引計上	0	〇〇課	300,000	0
CF 人件費支出	10	123-45-6	5.1	職員給与	3,000	〇〇課	0	3,000

合計残高試算表の例

勘定科目	前年度末残高		本年度計上額		本年度末残高	
	借方	貸方	借方額	貸方額	借方額	貸方額
BS 退職手当引当金	0	600,000	0	300,000	0	900,000
PL 職員給与費	0	0	3,000	0	3,000	0
PL 退職手当引当金繰入額	0	0	300,000	0	300,000	0
CF 人件費支出	0	0	0	3,000	0	3,000
合計	0	600,000	303,000	303,000	303,000	903,000

別表6 資金仕訳変換表

- 1 本表は、現在までの検討に基づき作成したものであって、今後の実務経験・検討を通じて、拡充改善されるものである。
- 2 本表の対象は、歳入歳出(現金取引)に関する仕訳に限定している。未収金、未払金、徴収不能引当金、その他非資金取引等に関する仕訳は《別表7》に記載している。
- 3 予算科目名に「※」印を付したのものについては、複数の仕訳が発生するため《別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)》及び《別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)》を参照されたい。
- 4 4表で例示

別表6-1 歳入科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.都道府県税、市町村税	CF	税収等収入	NW	税収等
2.地方消費税精算金	CF	税収等収入	NW	税収等
3.地方譲与税	CF	税収等収入	NW	税収等
4.税交付金				
利子割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
配当割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
株式等譲渡所得割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
地方消費税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
自動車取得税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
市町村たばこ税	CF	税収等収入	NW	税収等
都道府県交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
ゴルフ場利用税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
軽油引取税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
国有提供施設等所在地市町村助成交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
5.地方特例交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
6.地方交付税	CF	税収等収入	NW	税収等
7.交通安全対策特別交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
8.分担金及び負担金	CF	税収等収入	NW	税収等
9.使用料及び手数料	CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料
10.国庫支出金※				
11.都道府県支出金※				
12.財産収入				
財産貸付収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子及び配当金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
財産(不動産・物品)売却収入※				
生産物売却収入※				
13.寄付金	CF	税収等収入	NW	税収等
14.繰入金				
特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
基金繰入金※				
財産区繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
15.繰越金		【仕訳不要】		
16.諸収入				
延滞金、加算金及び過料等	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
都道府県・市町村預金利子	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
貸付金元利収入※				
受託事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
収益事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子割精算金収入	CF	税収等収入	NW	税収等
借入金	CF	その他の収入(財務活動収入)	BS	その他(固定負債)
雑入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
17.地方債	CF	地方債発行収入	BS	地方債
(特別会計に固有の科目)				
国民健康保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
国民健康保険税	CF	税収等収入	NW	税収等
介護保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
療養給付費等交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
連合会支出金	CF	税収等収入	NW	税収等
共同事業交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
支払基金交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
共済掛金及び交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
連合会特別交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金及び診療補填金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
診療収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
賦課金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)

別表6-2 歳出科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.報酬	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
2.給料	PL	職員給与費	CF	人件費支出
3.職員手当等※				
4.共済費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
5.災害補償費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
6.恩給及び退職年金	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
7.賃金	PL	物件費(人件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
8.報償費	PL	物件費	CF	物件費等支出
9.旅費	PL	物件費	CF	物件費等支出
10.交際費	PL	物件費	CF	物件費等支出
11.需用費				
消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出
燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出
印刷製本費	PL	物件費	CF	物件費等支出
光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出
修繕料	PL	物件費(家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
賄材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
飼料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
医薬材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
12.役務費				
通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出
保管料	PL	物件費	CF	物件費等支出
広告費	PL	物件費	CF	物件費等支出
手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出
筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出
火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出
自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出
13.委託料※				
14.使用料及び賃借料	PL	物件費	CF	物件費等支出
15.工事請負費※				
16.原材料費	PL	維持補修費(物件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
17.公有財産購入費※				
18.備品購入費※				
19.負担金、補助及び交付金	PL	補助金等	CF	補助金等支出
20.扶助費	PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出
21.貸付金※				
22.補償、補填及び賠償金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
23.償還金、利子及び割引料※				
24.投資及び出資金※				
25.積立金※				
26.寄附金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
27.公課費	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
28.繰出金※				

別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)

歳入科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
都道府県等支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
財産売払収入				
(有形・無形固定資産及び物品売払収入)	1 売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査する。 2 売却物が固定資産の場合は、その科目を特定する。 3 資産売却において、簿価に対して売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
(固定資産)	CF	資産売却収入	BS	土地
	CF	資産売却収入	BS	建物
	CF	資産売却収入	BS	立木竹
	CF	資産売却収入	BS	工作物
	CF	資産売却収入	BS	船舶
	CF	資産売却収入	BS	浮標等
	CF	資産売却収入	BS	航空機
	CF	資産売却収入	BS	その他(事業用資産・インフラ資産)
	CF	資産売却収入	BS	物品
	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
	CF	資産売却収入	BS	その他(無形固定資産)
(固定資産以外)	CF	資産売却収入	PL	資産売却益(臨時利益)
(有価証券売却収入)	売却において、売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
生産物売払収入	1 売払物が、台帳記載の棚卸資産である場合は、以下の仕訳を行う。 2 棚卸資産の売却において、当該棚卸資産の簿価に対する売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	棚卸資産
基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。			
基金等の取崩しのとき	CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金
	CF	基金取崩収入	BS	減債基金(流動資産・固定資産)
	CF	基金取崩収入	BS	その他(基金)
貸付金元利収入	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける。 2.利息分については、PLの収益として処理。 3.償還金に元金と利息が混在している場合は、当初は総額で仕訳しておき、整理仕訳において、利息額分を収益に振り替えてもよい(《別表7-1》参照)。			
(長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金
(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金
(利息額)	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
(償還金)	償還された資産の科目を特定する。			
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	出資金
	CF	貸付金元金回収収入	BS	その他(投資及び出資金)
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	その他(投資及び出資金)

別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)

歳出科目から勘定科目を特定することができないときは、次の例を参考に、取引内容を検討のうえ、科目及び金額を特定して仕訳を行う。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
職員手当等	賞与等引当金を充当して支払った部分につき、《別表7-1》の仕訳を行う。			
	PL	職員給与費	CF	人件費支出
委託料	1.工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等、資産形成支出が混在している可能性があるため、これを抽出し、資産については、建設仮勘定、ソフトウェア等、科目を特定する。 2.自己資産の形成につながらない支出は経費とし、借方PLとする。			
(例)ソフトウェア開発支出	BS	ソフトウェア	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建設仮勘定)	BS	建設仮勘定(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)資産形成以外(事務委託等)	PL	物件費	CF	物件費等支出
工事請負費	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるため、これを分け、資産については、建物、建設仮勘定等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PL維持補修費として処理する。			
(例)事業用建物工事	BS	建物(事業用資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建物)	BS	建物(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)維持補修支出	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
公有財産購入費	1.インフラ資産や事業用資産の科目を特定する。 2.なお、資産算入範囲外の経費支出が混在するときは、そのPL科目を特定する。			
(例)建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
(例)土地	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
資産形成に繋がらない支出	PL	科目を特定する。例えば物件費。	CF	物件費等支出
備品購入費	資産形成支出(原則として50万円以上)と、消耗品費支出が混在している可能性があるため、これを分け、資産については科目を特定する。			
(例)物品の購入(50万円以上)	BS	物品	CF	公共施設等整備費支出
50万円未満の物の購入	PL	物件費	CF	物件費等支出
貸付金	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に貸付に要する事務費用があれば、これを別途に抽出する。 2.短期貸付金については、純資産上は財源区分内部の振替とみなし、あらかじめ財源仕訳は行わない。 3.貸付に付随する事務費用はPLで処理する。			
長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出
短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出
貸付費用	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
償還金、利子及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等はPLで処理する。			
1年以内償還予定地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出
短期借入金元本償還	BS	その他(流動負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債元本償還	BS	地方債	CF	地方債償還支出
長期借入金元本償還	BS	その他(固定負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
借入金利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
過年度分過誤納還付	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
投資及び出資金	投資等の科目を特定する。			
有価証券購入	BS	有価証券	CF	投資及び出資金支出
出資	BS	出資金	CF	投資及び出資金支出
その他の投資	BS	その他(投資及び出資金)	CF	投資及び出資金支出
積立金	積立金等の科目を特定する。			
財政調整基金	BS	財政調整基金	CF	基金積立金支出
減債基金(長期)	BS	減債基金(固定資産)	CF	基金積立金支出
(短期)	BS	減債基金(流動資産)	CF	基金積立金支出
その他の基金・積立金	BS	その他(流動資産)	CF	基金積立金支出
繰出金	繰出金が他会計への経常移転であるときと、基金等の取崩であるときに分け、後者については、基金を特定する。			
他会計への経常移転支出	PL	他会計への繰出金	CF	他会計への繰出支出

別表7 非資金仕訳例

別表7-1 整理仕訳

本表において「整理仕訳」とは、複数の勘定科目が混在する取引につき、当初、1科目・金額で処理し、後日、その仕訳を正しい科目・金額に修正する振替仕訳をいう。以下、歳入歳出仕訳において、当初、混在する仕訳を行った場合の整理仕訳例を掲載する。ただし、リース資産については、当初から資産分と費用分を分解して仕訳する例と、当初は物件費として仕訳する例を示した。

No.	ケース	借方		貸方				
		財書	勘定科目名	金額	財書	勘定科目名	金額	
1	固定資産売却益	元本額 100、売却額 120、売却益 20。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正						
		当初仕訳	CF	資産売却収入	120	BS	土地	120
		整理仕訳	BS	土地	20	PL	資産売却益	20
2	有価証券及び出資金売却益	元本額 100、売却額 120、売却益 20。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正						
		当初仕訳	CF	資産売却収入	120	BS	有価証券	120
		整理仕訳	BS	有価証券	20	PL	資産売却益	20
3	固定資産売却損	元本額 100、売却額 70、売却損 30。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正						
		当初仕訳	CF	資産売却収入	70	BS	土地	70
		整理仕訳	PL	資産除売却損	30	BS	土地	30
4	有価証券及び出資金売却損	元本額 100、売却額 70、売却損 30。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正						
		当初仕訳	CF	資産売却収入	70	BS	有価証券	70
		整理仕訳	PL	資産除売却損	30	BS	有価証券	30
5	短期貸付元利金混在償還	貸付金償還総額 100、うち元金 90、利息 10。当初償還総額をもって処理していたところ、これを修正						
		当初仕訳	CF	貸付金元金回収収入	100	BS	短期貸付金	100
		整理仕訳	BS	短期貸付金	10	PL	その他の収入(経常収益)	10
6	退職手当引当金振替	当初、全額職員給与費で処理していたところ、退職手当引当金を取崩して充当						
		当初仕訳	PL	職員給与費	100	CF	人件費支出	100
		整理仕訳	BS	退職手当引当金	100	PL	職員給与費	100
7	賞与等引当金振替	当初、全額職員給与費で処理していたところ、賞与等引当金を取崩して充当						
		当初仕訳	PL	職員給与費	100	CF	人件費支出	100
		整理仕訳	BS	賞与等引当金	100	PL	職員給与費	100

8リース資産		購入見積額 100、5年リース、年間支払額 25(うち購入額相当額 20 利息相当額 5)				
① 当初から資産分と費用分を分解して仕訳する場合						
取得時						
初年度リース料支払 本体分	科目を特定する。例えば物品。	BS	100	BS	その他(固定負債)	100
初年度リース料支払 利息分	その他(固定負債)	BS	20	CF	その他の支出(財務活動支出)	20
償却	支払利息	PL	5	CF	支払利息支出	5
	(有形固定資産の場合)	PL	20	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定	20
	(無形固定資産の場合)	PL	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20
② 当初は物件費として仕訳する場合						
取得時	当初支払額を物件費で処理していたところ、これを修正					
初年度リース料支払 本体分	科目を特定する。例えば物品。	BS	100	BS	その他(固定負債)	100
	物件費	PL	25	CF	物件費等支出	25
初年度リース料支払 利息分	その他(固定負債)	BS	20	PL	物件費	25
償却	支払利息	PL	5			
	物件費等支出	CF	20	CF	その他の支出(財務活動支出)	20
	物件費等支出	CF	5	CF	支払利息支出	5
	減価償却費	PL	20	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定	20
	減価償却費	PL	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20

別表7-2 未収・未払の仕訳

歳入歳出データのうち、未収金及び未払金に関する仕訳は、次のとおりである。

No.	ケース	借方		貸方		
		財 書	勘定科目名	金額	財 書	勘定科目名
9	前年度末に未収計上したものの本年度収納		貸方はBS未収金として既存の未収金を消込み、借方のCF科目を特定する。 CF科目は、その未収金を計上した元の相手科目から判断して、以下のいずれかを選択する。			
		CF	科目を特定する。例えば税金等収入。	BS	未収金	
10	前年度末に未払金計上したものの本年度支払		借方はBS未払金として既存の未払金を消込み、貸方のCF科目を特定する。			
		BS	未払金	CF	科目を特定する。例えば公共施設等整備費支出。	
11	前年度末に未払費用計上したものの本年度支払		借方はBS未払費用として既存の未払費用を消込み、貸方のCF科目を特定する。			
		BS	未払費用	CF	科目を特定する。例えば支払利息支出。	
12	本年度末に未収金が発生した場合の処理		1.現金取引(未済)の場合、借方がBS未収金となる。 2.過年度未収計上分(再調定分)であって、本年度末においてもなお未収である場合、重複して未収計上しないこと。			
	①税金(例)	BS	未収金	NW	税金等	
	②資産売却収入の未収金(損益が発生しない場合)		固定資産売却 投資その他の資産の譲渡			
	③資産売却収入の未収金(益が発生した場合)	BS	未収金	BS	固定資産の科目を特定 投資その他の資産の科目を特定	
	土地売却例	BS	未収金	BS	土地	100
			(例) 元本額100 売却額120 売却益20	PL	資産売却益	20
	④資産売却収入の未収金(損が発生した場合)		土地売却例			
		BS	未収金	BS	土地	100
		PL	資産除売却損	BS	土地	
			(例) 元本額100 売却額70 売却損28	PL		
	⑤その他の収益の未収金	BS	未収金	PL	PLの収益科目を特定	
			BS科目は未収金であるが、相手科目としてPL収益科目の特定を要する。			
13	年度末に未払金が発生した場合の処理		現金取引(未済)の場合、貸方がBS未払金及び未払費用となる。			
	土地(例)	BS	土地	BS	未払金	

別表7-3 未収金に関する不納欠損の仕訳

歳入歳出データのうち、未収金について不納欠損決定した額に関する仕訳は、次のとおり行う。

No.	ケース	借方		貸方	
		財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
14	徴収不能引当金を計上している債権の場合 未収金の不納欠損(例)	BS	徴収不能引当金	BS	未収金
15	徴収不能引当金を計上していない債権の場合 未収金の不納欠損(例) (業務上行っている債権の場合) (上記以外の債権の場合)	PL	その他(その他の業務費用)	BS	未収金
		PL	その他(臨時費用)	BS	未収金

別表7-4 歳計外資金の仕訳

歳計外現金(例:社会保険料等の預り金)の受入、払出に関する仕訳は次のとおりである。なお、年度末に本年度増減総額をもって処理してもよい。

No.	ケース	借方		貸方	
		財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
16	歳計外現金の受入	CF	その他の財務的収入	BS	預り金
17	歳計外現金の払出	BS	預り金	BS	その他の元本償還支出

別表7-5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳

歳入歳出データに含まれない非資金取引に関する仕訳(例)は、次のとおりである。

No.	ケース	借方		貸方	
		財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
18	固定資産の無償所管換受入・寄付受入・受贈	BS	固定資産の科目を特定	NW	無償所管換等
19	固定資産が調査によって判明した場合	BS	固定資産の科目を特定	NW	無償所管換等
20	投資その他の資産の無償所管換受入・寄付受入・受贈	BS	投資その他の資産の科目を特定	NW	無償所管換等
21	固定資産の除却	PL	資産除売却損	BS	固定資産の科目を特定
22	固定資産の無償所管換払出・寄付払出	NW	無償所管換等	BS	固定資産の科目を特定
23	棚卸資産への振替	BS	棚卸資産	BS	有形固定資産の科目を特定
24	満期保有目的有価証券等の強制評価減	PL	その他(臨時損失)	BS	投資その他の資産の科目を特定
25	満期保有目的の債券以外の有価証券及び市場価格のある出資金の評価益	BS	投資その他の資産の科目を特定	NW	資産評価差額
26	満期保有目的の債券以外の有価証券及び市場価格のある出資金の評価損	NW	資産評価差額	BS	投資その他の資産の科目を特定
27	投資損失引当金の計上	PL	投資損失引当金繰入額	BS	投資損失引当金
28	投資損失引当金の取崩し	BS	投資損失引当金	PL	その他(経常収益)
29	市場価格のない投資及び出資金(連結対象団体及び会計に対するもの)の回収不能 投資損失引当金を計上している投資その他の資産の場合 投資損失引当金を計上していない投資その他の資産の場合	BS PL PL	投資損失引当金 その他(臨時損失) 徴収不能引当金繰入額	BS BS BS	引当てた投資その他の資産の科目を特定 投資その他の資産の科目を特定 徴収不能引当金
30	徴収不能引当金の計上	PL	徴収不能引当金繰入額	BS	徴収不能引当金
31	徴収不能引当金の取崩し	BS	徴収不能引当金	PL	その他(経常収益)
32	賞与等引当金の計上	PL	賞与等引当金繰入額	BS	賞与等引当金
33	退職手当引当金の計上	PL	退職手当引当金繰入額	BS	退職手当引当金
34	損失補償等引当金の計上	PL	損失補償等引当金繰入額	BS	損失補償等引当金
35	固定資産から流動資産への振替 貸付金(例)	BS	短期貸付金	BS	長期貸付金
36	固定負債から流動負債への振替 地方債(例)	BS	地方債	BS	1年以内償還予定地方債
37	固定資産の減価償却 有形固定資産 無形固定資産	PL PL	減価償却費 減価償却費	BS BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定 無形固定資産の科目を特定
38	建設仮勘定の本勘定への振替	BS	建物	BS	建設仮勘定

別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、支所		○	
その他公用施設	職員宿舎		○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設		○	
農林水産業施設				
農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設			○	
観光施設			○	
道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、池沼			○
港湾	港湾、漁港			○
公園	都市公園、児童公園			○
住宅	公営住宅		○	
防災	護岸、治山	消防施設を除く		○
教育施設				
学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
社会教育施設	図書館、市民会館		○	
給食施設			○	
公営事業				
上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
下水道施設	公共下水道、集落排水施設			○
病院			○	
その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設	電気・ガスは除く	○	
普通財産				
土地			○	
その他普通財産			○	